



ひょうごけん
兵庫県

しょうがいしゃさべつ ごうりてきはいりよ なや きがる そうだん
障害者差別や合理的配慮で悩んだら、お気軽にご相談ください



障害者差別解消 相談センター

平成28年4月から、障害者差別解消法が施行されました

障害者差別解消法により、行政機関及び事業者等は、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、求めに応じ、適切な配慮を提供することが課せられます。兵庫県障害者差別解消相談センターでは、障害のある人やそのご家族等、また事業者等から、障害者差別について、相談対応業務の経験豊かな相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）が、相談を受け付けます。

相談

障害者差別に関するお悩み等について、経験豊かな社会福祉士や精神保健福祉士等が対応します。

状況確認

助言だけでは対応が難しい重大な案件について、必要に応じ、兵庫県が状況確認を行います。

窓口紹介

当事者間の調整や司法解決等が必要な場合は、法務局や法テラス等の関係機関を案内します。

事例収集

障害者差別に関する事例を幅広く収集し、好事例や先進的な取組について紹介します。

兵庫県障害者差別解消相談センター（平日10時～16時 ※12～13時及び年末年始を除く）

電話（でんわ）

078-362-3356

ファクス

078-362-3911

E-mail counseling@pref.hyogo.lg.jp

電話・ファクス・E-mail送信の際はお掛け間違え等のないよう
にご注意ください。また、ファクス・E-mailにつきましては、
回答文書の作成等のために時間を要する事がありますので、
あらかじめご了承ください。

しょうがいしゃ さべつ かいしようほう

ぞんじ

障害者差別解消法、ご存知ですか？



ほうりつ しおうがい うむ わ へだ
この法律は、障害の有無により分け隔てられる
たが そんちよう とも い
ことなく、お互いに尊重しながら、共に生きる
しゃかい もくべき
社会をつくることを目的としています。

障害者差別解消法の基本的な考え方

①不当な差別的取扱いの禁止

ぎょうせいきかんとう じぎょうしゃ ほうてき ぎむ
行政機関等・事業者 → 法的義務

しょうがい りゆう せいとう りゆう
障害を理由として、正当な理由なくサービ
ていきょう きよひ せいげん もう じょうけん
スの提供を拒否する、制限を設ける、条件
つ とう きんし
を付ける等のことは禁止されています。



【こんなことがあればご相談ください】

- バスやタクシーへの乗車を拒否された。
- 盲導犬を連れての飲食店入店を断られた。
- 職場の懇親旅行に欠席するよう言われた。

②合理的配慮の不提供の禁止

ぎょうせいきかんとう じぎょうしゃ ほうてき ぎむ
行政機関等・事業者 → 法的義務

しゃかい なか しゃかいてきしょうへき
社会の中にあるバリア（社会的障壁）によ
り、障害のある人には生活しづらい場合が
あります。障害のある人から配慮を求めら
れた場合、過重な負担にならない範囲で、
バリアを取り除くために必要かつ合理的な
配慮を提供することが求められます。

【こんなことがあればご相談ください】

- 難しい漢字ばかりの書類を渡される。
- 筆談や読み上げの対応をしてもらえない。
- 分かりやすく説明をしてもらえない。

お問い合わせ先

ひょうごけん ふくしふ しおうがいふくしか
兵庫県福祉部障害福祉課（支援担当）

TEL 078-362-9104 FAX 078-362-3911